



# 第21号

平成5年7月10日

発行所

坂田郡近江町飯12-3

天の川沿岸土地改良区

☎(0749) 52-0067(代)

## 新役員32名を選任

# 第39回通常総代会開催

## 五年度事業計画・収支予算等承認

第三十九回通常総代会が去る三月五日午後一時三十分から開催されました。  
 各字から総代三十三名と来賓として長浜県事務所土地改良課長、近江・米原両町担当課長の臨席を頂き、役員など総数七十名の出席のもと、議長に筑摩の山田増太郎総代を選出し、全二十七議案について慎重審議の結果、全議案を提案通り可決承認し十六時四十五分終了しました。

### ◎ 通常総代会提出議案

- 第1号議案 平成三年度事業報告の承認について
- 第2号議案 同年度一般会計収支決算の承認について
- 第3～7号議案 同年度特別会計収支決算の承認について
- 第8号議案 同年度財産目録の承認について
- 第9号議案 平成四年度事業計画変更議決について
- 第10～12号議案 同年度一般・特別会計収支補正予算議決について
- 第13号議案 同年度土地改良事業資金の借入及び償還方法の変更議決について
- 第14号議案 定款の一部変更議決について
- 第15号議案 平成五年度事業計画議決について
- 第16号議案 同年度一般会計収支予算議決について
- 第17～22号議案 同年度特別会計収支予算議決について

- 第23号議案 同年度役員報酬の決定議決について
- 第24号議案 同年度賦課金の額及び徴収期日議決について
- 第25号議案 同年度土地改良事業資金の借入及び償還方法議決について
- 第26号議案 同年度一時借入金の高限度額及びその借入方法議決について
- 第27号議案 役員(理事・監事)の選任について  
附帯決議

以上

### 田口代表監事

### 監査報告

途中、平成三年度一般・特別両会計について田口代表監事から、会計諸帳簿並びに証拠書類ともに正当である旨の監査報告を行いました。

### 定款の一部変更内容

### 「小字名の加除整理」

換地処分の実施による小字名の変更及び農地転用により受益地からはずれる等、第三条別表の小字名の整理を行うもので関係大字は、能登瀬、寺倉、箕浦、顔戸、高溝です。

— 来賓祝辞 —

管理の時代を迎え  
経営の安定を

長浜県事務所土地改良課長

藤田芳和

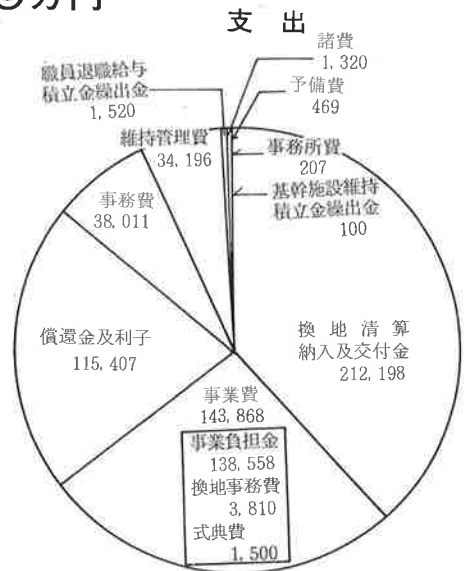
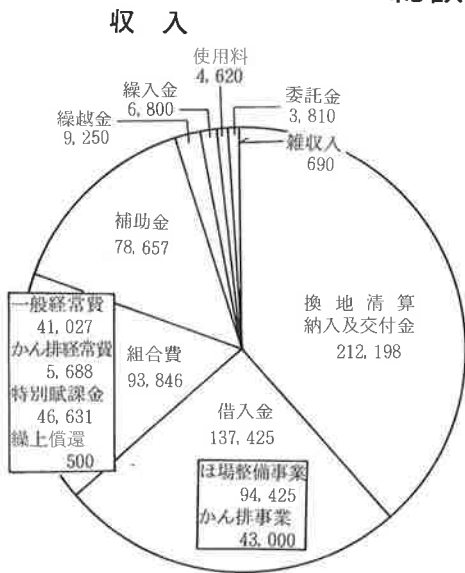
日頃は当管内の各事業について役員の皆様始め総代各位には大変御協力を頂き厚くお礼申しあげます。当管内の事業もやっと終盤を迎えてまいり五年度は岩脇の面工事三・四haを年度内発注し、送水管はJ R上り線沿いを走りあと五〇〇米程残して施工するという状況で、この残り分は五年度となりますが長年にわたる事業推進にご協力頂きましたこと重ねてお礼申しあげます。事業が終つても大切な農地を守って頂きながら事業費償還を進めて頂くことになりま

当改良区に於ても管理の時代に入つてきます。びわこ揚水の管理と電力費がついて回ります。びわこがラムサール条約に加入することや、工場排水の規制強化など新しい動きの中で、農業排水についても節水と水質保全との両面でも皆様のご協力を願わなければなりません。農業経営の安定のために、とにかく節水をはかって経費節減に努力して下さるようお願いして平素のご協力に対しお礼を申し上げます。



5年度一般会計収支予算

総額 5億4,729万円



(単位：千円)

本年度一般経常費賦課金は昨年と同じ単価で賦課します。ただ、昨年かん排I地区として一部割引賦課していた多和田・日光寺・番場については、この暫定措置を終り、正規の金額で本年から賦課します。更に昨年かん排II地区として特別金額であった讃岐地先は、本年はかん排地区として割引賦課します。これは、工事の遅れと初めての通水上の不安定を考慮したものです。賦課金収入合計額は経常費関係で四六七一万円、事業費関係で四六六三万円となり、昨年とほぼ同額、町補助金が対前年二二七万円の減額で換地事務の人件費補助が要員減により、又町の償還金助成が六六九万円となり、対前年一一四二万円減、借入金は本年度一億三千七四二万円を予定し対前年六六三三万円の減となり事業費減が表われています。

換地清算は新庄、箕浦、顔戸、寺倉、多和田、日光寺、番場の各工区、一億六百万円を予定、徴収と交付があります。

支出の部では、事務費を三十七万円の減額としました。役員報酬から、消耗品、印刷

費、備品費、職員減員など、すべてにわたり対前年減額に、維持管理費も過去の実績から見て三十七万円の減額、事業費負担金は一億三八五五万円で対前年六六三六万円の減、換地事務費は六八万円の減の三十一万円とし、償還金及利子だけは二億一五四〇万円で対前年九〇〇万円増となりました。

〈総代会挨拶〉

農村環境整備と規模拡大を

理事長 粕 測 光 夫

総代の皆様にはご多忙の中第三十九回通常総代会に多数のご出席を頂き、尚、来賓各位には本総代会に錦上添花をそえて下され厚くお礼申し上げます。

平素は改良区維持運営のため格別のご協力を賜り誠に有難うございます。改良区の現状は、かん排・ほ場整備の事業が昭和五十四年から西部・西部南・東部・東部南の四地区にわたり実施され多くの峠をこえて、組合員の一致団結の中で二大根幹事業が平成五年度には終末の時を迎える予定であります。いま、かん排事業全事業費は四十六億四千

な予算となりました。特別会計では、農地転用関係で決済金収入三四五万円を見込み、繰上償還へ一八七万円、利子収入分とあわせて一般会計へ四〇〇万円を繰出し、基幹施設維持管理積立金では、利子収入分を全額積立てとし、増加維持管理基金は利子収入の内二八〇万円を一般会計へ繰出します。

七百万円、ほ場整備は九十億円余りのばく大な公共投資が近江・米原両町に投下されています。国、県の財政事情厳しい折、根気よく陳情活動をくり返し、満額以上の予算付けを受けるために努力して参りました。国会、県会の諸先生方及び、農水省、県の担当者の理解と力添えを頂き、事業の進展をはかることができ感謝致している所であり、今後は、この整備された美田に加え、環境整備、農道整備をはかり、規模拡大・生産性向上につとめなければなりません。改良区としてもばう大な施設をいかに保持運

営していくか重要な使命が問われるところであります。

本総代会は、これらの重要な問題に対する位置付けのため、第一号から第二十七号までの重要な議案について提案致すところであります。五年度は四年度に比べ事業費に於て四十五%の減となります。一般会計に於てもスリムな予算を組んでおります。県営事業で終末を向える折から各項目にわたり縮少したものととなっております。総代の皆様には慎重審議のうえ適切な御決議を賜りますようお願いいたします。

四年度一般会計  
一億一五五〇万円を

補正

平成四年度一般会計で、事業費繰上償還が一億四二七〇万円の増となり、事業費増により負担金が四一五八万円増のため借入金も同額の増とし、換地清算工区が一部翌年度へ回ったため、換地清算納入交付金が七一二二万円の減となり、その他に揚水費、事務費等の減により、差引一億一五五〇万円の増額補正となりました。

5年度組合費  
賦課金額と  
納付期日

1 経常費賦課金 (10アール当り)		
(1) 普通かん排地区 (2) 以下の各地区を除く全域)	一般経常費賦課五五三〇円	
	かん排経常費賦課八〇〇円	
合計	六三三〇円	
(2) かん排地区 (西円寺の一部)	一般経常費賦課四一五〇円	
	かん排経常費賦課八〇〇円	
合計	四九五〇円	
(3) 普通地区 (下丹生・枝折・河南・樋口・下多良市街化区域)	一般経常費賦課三四〇〇円	
	(4) 湧水地区 (宇賀野の一部)	
	一般経常費賦課 八五〇円	
	(5) 特別地区 (樋口・三吉・舟崎の各一部)	
	一般経常費賦課一七〇〇円	
(6) ほ場整備事業実施全工区 (下丹生を除く)	ほ場整備事業費経常費 四〇〇円	
	但し換地処分翌々年度から一五〇円	
2 事業費賦課金 (10アール当り)		
	長 沢 一一一六〇円	
	宇賀野 一三七〇〇円	
	世 継 一二五三〇円	
	飯 一六三一〇円	
	朝 妻 一一八九〇円	
	筑 摩 一一八八〇円	
	中 多 良 一三七六〇円	
	上 多 良 一三七八〇円	
	高 溝 戸 一五三五〇円	
	新 庄 箕 浦 戸 一四五〇〇円	
	能 登 瀬 一五六九〇円	
	日 光 寺 二三八九〇円	
	多 和 田 二七〇二〇円	
	蒲 原 一三三〇〇円	
	寺 倉 一六九一〇円	
	西 円 寺 二二四〇〇円	
	岩 脇 一一二〇〇円	
	番 場 一二七一〇円	
	(これらは各工区毎の事業費借入れに対する本年度の予定償還元利金であり、新しい工区は利子だけのところもあります。事業進行中の工区は、進行状況により多少変動があります。)	
3 納付期日		
(1) 経常費賦課金	五・六・八・十月の各二十五日 (年間を四期にわけて徴収)	
(2) 事業費賦課金	八・十月の各二十五日 (年間を二期にわけて徴収)	

理事長 粕淵光夫氏 代表 田口一郎氏を再任  
**新役員（理事・監事）決まる**  
 各委員会も構成……任期四年……

役員任期満了に伴い、第三十九回通常総代会で新役員を選任が行われ、次の皆さんが就任されました。  
 第一回理事会を四月二日開催し、理事二十七名、監事五名の定数の中からそれぞれ互選により理事長に粕淵光夫氏、代表監事に田口一郎氏をいずれも再選し、筆頭理事に田辺昭男氏、副代表監事に喜田弘氏を選出、同時に各委員会を構成して執行体制を確立しました。（各役員の業務分担は左の通り）

員外理事



近江町長  
木村 彰

理事長



宇賀野  
粕淵 光夫

理事  
工事委員長



多良  
川森 芳一

理事  
用排水委員長



朝妻  
吉田 正治

理事  
庶務会計委員長



飯  
成宮 丈雄

筆頭理事  
用排水委員



筑摩  
田辺 昭男

員外理事



米原町長  
山川 茂

理事  
庶務会計委員



箕浦  
西野 庄一

理事  
庶務会計委員



新庄  
前川 善彦

理事  
庶務会計委員



寺倉  
高居 治男

理事  
工事副委員長



能登瀬  
鹿取 源吾

理事  
用排水副委員長



高溝  
田中 鉄夫

理事  
庶務会計  
副委員長



下多良  
角田 重男

理事  
用排水委員



顔戸  
粕淵 行雄

理事  
用排水委員



岩脇  
伊部 久夫

理事  
用排水委員



西円寺  
吉田 鉄男

理事  
庶務会計委員



枝折  
北川俊二郎

理事  
庶務会計委員



南三吉  
木部 五郎

理事  
庶務会計委員



世継  
田中 清

理事  
工事委員



磯  
西居房之進

理事  
工事委員



長沢  
北居 徳次

理事  
工事委員



舟崎  
森 末雄

理事  
工事委員



日光寺  
長野 繁三

理事  
用排水委員



河内  
沢 久好

理事  
用排水委員



上多良  
成宮 清己

理事  
工事委員



樋口 滋男  
田中

理事  
工事委員



番場 力  
田中

代表監事



下丹生 一郎  
田中

副代表監事



宇賀野 弘  
喜田

監事



北三吉 角平  
小川

監事



中多良 尚三  
角田

監事



多和田 健一  
岡村

# 就任ご挨拶 地域農業発展の課題に向かつて

理事長 粕 淵 光 夫

深い梅雨の季節を迎えています。組合員皆さん方には、ご健勝の趣き、心よりお喜びを申しあげ、更なるご協力を当改良区へ賜わりまして厚くお礼と感謝を申しあげます。

就きましては、去る四月初めの新任の理事さん方の会議に於きまして、三たび理事長の重職を汚すことになりました。私自身は浅学、非才、無力でございしますが、その器を

すが、この二つの事業が併行して、円滑に、農地集団化事業が進められてきましたことは全国的に羨望の的となつていくところでございます。このことは、組合員の熱い理想と地域農業への完璧なる理解とご協力あればこそその成果であると感銘をいたしております。日本経済と国県町の財政も決して豊かではない中で、熱い願いの受皿に、存分に添えて頂きました。周りの関係者の手厚いご支援が功を奏したことを忘れてはならないと思ひ、そのご庇護に対しても何時も感謝をいたしているところであります。この一つの節目は終つても、国際的な視野の中での農業、農地保全を考へて地域農業経営の基盤確立のため凡ゆる智恵を出し合いながら農業として維持と存続、新しい発展のための課題に挑戦していかねければなりません。そうした限らない課題の中の改良区の今後の在り方を真剣に考え行動に移してい

たい覚悟でございます。改良区の発展のため尽力をいたします。今後とも力不足の私に対し蔭に陽にご支援を賜り職責を果たせるようにご協力をお願いいたします。ごあいさついたします。

合 掌

## ムダ水を 入れない流さない

本年は四月運転開始以来大體計画通りの運転をしていまして、運転日は排水路がドックと水が増えるという現象が出ています。入れ放なし、出し放なしの田が目につきます。肥料分を含んで温かくなった水を、惜しげもなく流して川を汚し、びわこの水質を悪化させている。困るのは京阪神の人々だけではなく、自分たちも水道水として使っていることを忘れてはならないのです。

ムダ水のないよう、コマメに排水路側も巡回して、節水のために皆さんで協力しようではありませんか。

## 排水路側畦畔は だいじょうぶですか!!

排水路へ漏水しているのを見逃がしたばかりに、なだれが起きて大騒ぎになる例が最近、時々見られます。モグラやネズミの穴は注意して早目に塞ぐよう心掛けてください。畦畔の管理のよし悪しは、良い米を獲るかどうかの基本的な条件です。草刈りや、くずれの補修など自分の田の範囲は自分でキチッと管理してください。くださるようお願いいたします。

## 揚水機運転計画

(4〜6月分省略)

六月二十九日〜七月二十三日

運転休止

7月24日〜7月31日

6時30分〜19時まで

8月1日〜8月5日

昼夜運転

8月6日〜8月31日

6時30分〜20時まで

9月1日〜9月16日の3日目毎

6時30分〜18時まで

息長・番場・宮ノ前ポンプ

は利用状況により変更します。

### 揚水調整委員会組織図

揚水調整委員 (理事又は監事)

水利係



揚水の調整については、各字の水利係の皆さんに節水と調整の両面で指示指導に当たって頂き、ご苦勞を願っています。この春水利係の任期が

来ましたので、新しく次の皆さんにお願いして組織を作りました。本年も更に一層の節水を願い電気代の節減のためにご協力をお願いします。

三つのムダをなくしましょう。  
「節水は一人一人の心がけ」

理事長

用排水委員会

# 平成5年度 県営事業費 五億八千八百万円を計上

## 送水南幹線 東西連結(岩脇地先)

平成五年度県営事業計画がまとまり、総事業費五億八千八百万円で要望していくことで承認されました。昨年と比べて約三十五％減となります。主な事業内容としては、次のとおりです。

### 1 かんがい排水事業

- 水管理施設工事(三年度から継続) 一式
- 南幹線水路工事 四九〇米
- 揚水機場内整備 一式
- JR横断工事委託 一式
- 用地費等 一式

### 2 ほ場整備事業

- 。東部地区
- 暗渠排水(多和田他) 一一ha
- 農道台帳作成業務 一式
- 農道舗装工事 一式
- 換地費、用地費他 一式
- 以上 一億六百万円
- 。東部南地区
- 区画整理(岩脇) 六・〇ha
- 暗渠排水(西円寺・番場) 三〇ha

- 橋渠工(西円寺) 一式
- 農道舗装工事 一式
- 換地費、用地費、設計費 一式

以上 二億七千三〇万円  
本年度は水管理集中施設工事を昨年に引き続き、北陸線から東の各分水工七ヶ所と、息長・番場の二揚水機場の操作及び合同井堰水量検知について施工し、南幹線送水管は、ループ化最後の未接続区間となったJR東海道線沿い国8下附近の岩盤を開削して施工されます。JRとの用地交渉には近江町当局の力添えを頂きながら進められています。揚水機場の場内整備は、かん排記念碑の建立と、場内道路の舗装と植樹など、かん排の基地としての体面が整います。

整備事業としての農道舗装も東部・東部南地区の各工区で主要農道について予定されています。(詳細は後記)



▶ 工事進む岩脇工区JR沿い

### 五年度

#### 農地転用決済金額

平成五年度農地転用決済金額は次のように徴収することになりました。  
農地を転用するときは、転用決済金を納入しなければなりません。金額は毎年総代会の議決により決定されます。借入金現在額、維持管理費

将来分併せて一〇アール当り単価を算出します。

平成五年度決済金額

(10アール当り)

- 普通かん排地区 二万三三〇〇円
- かん排地区 二〇万二三八〇円
- 普通地区 六万九六二〇円
- 湧水地区 一万七〇〇〇円
- 特別地区 三万五六一二〇円

#### 事業費繰上げ一括償還の取扱い

ほ場整備事業費の個人負担分の一括償還については、毎年その取扱いをしています。各工区ごとに金額は年々変わっていきますから、よく調べていただきます。希望の方には次の場合に納付通知書を発行しますので農協・各銀行・郵便局などの指定口座へ振り込んでお支払い下さい。  
1 その番地の換地処分登記が終っていること。  
2 所属工区で償還金額合計が五〇万円以上になること。  
3 その一筆当り一〇〇％返済

となること。  
4 十一月三十日までに申告し翌年一月末までに納付すること。  
5 ほ場整備組合がある場合は組合長経由申し込むこと。

### 農地の売買・相続等権利移動の場合必ず届出を!!

農地の売買・相続等権利を移動される場合は必ず改良区へ資格得表通知及び申出書を提出してください。放置すれば前権利者に大変迷惑となります。



▶ 整備された西円寺工区 讚岐地先

記念碑

東部・東部南地区も

事業の完工を記念する石碑を各地区に一ヶ所づつ計画しています。かん排事業については天の川地区として揚水機場内に一ヶ所、ほ場整備事業については東部地区と東部南地区の二ヶ所でそれぞれ各工区の代表者と相談の結果、東部は息長ポンプ場敷地内に、東部南は寺倉地先に建立することにになりました。本年度予定の天の川地区と東部地区については碑石の選定を進めています。

主要農道舗装

本年度 東部地区

3480m

ほ場整備事業の仕上げともいべき農道の舗装について本年度は、東部地区で総延長三四八〇米余りを予定しています。起終点が幅員四米以上の基幹的道路に接続するほ場整備区域の主要農道について検討されました。

高溝顔戸工区(県道北)

一一一六m

箕浦工区(バイパス西)

七三三m  
能登瀬工区(上川原)  
一五三二m

番場工区(要望中)  
一一〇〇m(六年度の見込)

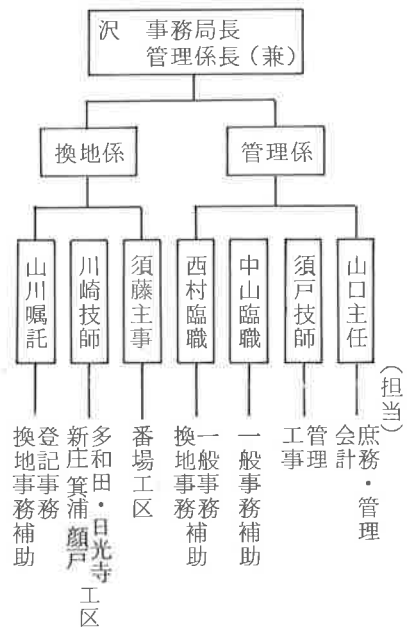
……心に残る……

「迷信が部落差別をはじめ多くの差別を支えている」といえば「こじつけだ」と思われるかもしれません。しかし、「迷信」についてはほとんどの人が「根拠のないものだ」ということは知っています。しかし大安の日には結婚式場は満員になるし、葬式が友引の日になれば避けて延ばしたりして生活を窮屈なものにしていくのをねらいにしています。三つの条件をどうやって作っていくか、その一つの手段として法人化を進めるわけです。法人になりますと、社会福祉関係などいろいろなメリットがあります。あるいは経費区分など……。法人化を進めることによって家族農業にインパクト(強い影響)を与える。そういう観点で法人化を提唱しています。

担い手育成・経営  
基盤強化のための  
法律整備が進んでいます

6月8日、農業経営の基盤強化のための関係法律の整備に関する法律が成立しました。農水省構造改善局長は、この法律のポイントについて次のように説明をしています。日本農業再生の条件の第一歩となる法律であり、担い手の育成については、所得、労働時間、労働条件という三つの観点から改善を加えてい

5年度事務局組織図



編集後記

梅雨に入って適度な雨に恵まれています。春以来、揚水機運転台数は昨年と比べて面積増の割合以上に多くなっています。終日入れ放し、尻から開放しが目につきます。全国農業青年交換大会開催の盛夏の頃、隔日配水かと心配です。とにかく節水を願います。と同時に、排水路側畦畔の水もれ防止と草刈り管理をしっかりとお願いします。

事務局は昨年より三名の減で発足しています。一人何役もの作業量を持ち、即対応といたない場合があるかと思いますがご理解とご協力を切にお願いし、環境にやさしい農業の実現と、水豊潤を乞願